

山口県報

平成 26 年
8 月 29 日
(金曜日)

目 次

○告示

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定
(廃棄物・リサイクル対策課)……………一

保安林指定の解除(長門市) (森林整備課)……………一

保安林の指定(森林整備課)……………一

海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(漁港漁場整備課)……………二

○公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(四件) (県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課)……………四

山口県告示第二百九十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第十五条の十七第一項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 指定区域

山口市秋穂二島字南前九八四番のうち別図に示す区域、三三六三番のうち別図に示す区域、三三六三番二のうち別図に示す区域、三三九六番のうち別図に示す区域、三三九六番一のうち別図に示す区域、三三九六番二のうち別図に示す区域、三三九九番、三四〇二番及び三四〇五番

二 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第十三条の二第一号に規定する埋立地

(別図は、省略し、その図面を山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課及び山口県山口環境保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 解除に係る保安林の所在場所

長門市油谷河原字柵山七七四の二一、俵山字椎ノ木三三〇一の九、三九四八の一八から三九四八の二〇まで、三九四九の一、字中岳三三三三の九

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 解除の理由

道路用地とするため

一 解除に係る保安林の所在場所

長門市油谷河原字東金山七八五の一九

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

山口県告示第二百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 副 政

保安林の所在場所

山口市阿東篠目字小河内一二四五

長門市真木字大谷一九一の二、一九一の三、俵山字坂根二九三九の一七、二九三九の一八、字大池三〇〇三

指定の目的

水源の涵養

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

山口市阿東篠目字小河内一二四五(次の図に示す部分に限る。)

長門市俵山字坂根二九三九の一八・字大池三〇〇三(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

保安林の所在場所

下関市豊田町大字大河内字西山一九、字大浴二八、二九の一、三〇から三二まで、
字山口原六八五

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字大河内字大浴二八・三二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字山口原六八五

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百九十三号

海岸保全区域の指定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第五百五十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 副 政

二十三 山口県山南沿岸尾津漁港海岸に関する部分を次のように改める。
二十三 山口県山南沿岸尾津漁港海岸

1 区域

(一) 別府地区海岸

基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九の各点を順次結んだ線及び基点一九、補助点一九の一、一〇の一、九の一、八の一、七の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

(二) 馬島地区海岸

基点二〇、二一、二二、二三、二四、二五、二六、二七、二八、二九、三〇、三一の各点を順次結んだ線及び基点三一、補助点三一の一、三〇の一、二九の一、二八の一、二七の一、二六の一、二五の一、二四の一、二三の一、二二の一、二一の一、二〇の一、基点二〇の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域

2 点の位置

(一) 基点

一 熊毛郡田布施町大字別府字沖川尻六八番地の六地先の標鉄の位置(北緯三三三度五四分三八・二八三秒東経一三三度〇二分二二・二五六秒)
二 基点一から五二度四五分二五秒一七二・八メートルの点

- 三 基点二から八九度五〇分二〇秒一〇〇・六メートルの点
 - 四 基点三から六九度二九分五〇秒一四〇・四メートルの点
 - 五 基点四から四五度〇九分三一秒一四五・九メートルの点
 - 六 基点五から二二度四四分三秒三九・五メートルの点
 - 七 基点六から一〇度四三分二秒二三・八メートルの点
 - 八 基点七から一四度〇二分〇五秒二七・三メートルの点
 - 九 基点八から三〇度三九分一六秒四七・四メートルの点
 - 一〇 基点九から五六度三五分一八秒一七四・二メートルの点
 - 一一 基点一〇から六三度五八分二一秒六五・八メートルの点
 - 一二 基点一一から三四度二五分一七秒四二・一メートルの点
 - 一三 基点一二から四五度一六分四六秒四一・五メートルの点
 - 一四 基点一三から三九度三八分四四秒一八・六メートルの点
 - 一五 基点一四から三一度五八分四七秒三・九メートルの点
 - 一六 基点一五から一五六度〇八分一八秒四・二メートルの点
 - 一七 基点一六から一三〇度四〇分一八秒八・〇メートルの点
 - 一八 基点一七から一四一度五三分四〇秒四・四メートルの点
 - 一九 基点一八から一五〇度一分三〇秒七・三メートルの点
 - 二〇 熊毛郡田布施町大字馬島字大浦二九番地の一の標杭一の位置
 - 二一 〃 〃 〃 二九番地の一の標杭二の位置
 - 二二 〃 〃 〃 一〇三番地の一の標杭の位置
 - 二三 〃 〃 〃 字口屋一二六番地の標杭の位置
 - 二四 〃 〃 〃 一三八番地の標杭の位置
 - 二五 〃 〃 〃 九〇番地の標杭の位置
 - 二六 〃 〃 〃 一四九番地の標杭の位置
 - 二七 〃 〃 〃 一六九番地の標杭の位置
 - 二八 〃 〃 〃 字東浦二七〇番地の標杭の位置
 - 二九 〃 〃 〃 二八四番地の標杭の位置
 - 三〇 〃 〃 〃 字西浦三八三番地の標杭の位置
 - 三一 〃 〃 〃 三八八番地の標杭の位置
- (二) 補助点
- 一の一 基点一から一四三度〇七分二二秒七〇・〇メートルの点
 - 二の一 基点二から一五八度二七分三一秒六九・六メートルの点
 - 三の一 基点三から一五九度三六分一三秒四八・四メートルの点
 - 四の一 基点四から一五二度四一分〇五秒四九・七メートルの点

- 五の一 基点五から一一五度一七分二〇秒四九・六メートルの点
 - 六の一 基点六から一一四度三九分一八秒五〇・〇メートルの点
 - 七の一 基点七から一二四度三分四五秒四九・六メートルの点
 - 八の一 基点八から一二九度四分三一秒五八・七メートルの点
 - 九の一 基点九から一三〇度五五分四〇秒六三・四メートルの点
 - 一〇の一 基点一〇から一五五度二一分二秒七八・九メートルの点
 - 一一の一 基点一一から一六一度四一分三八秒一三四・七メートルの点
 - 一二の一 基点一二から一三六度七〇メートルの点
 - 一三の一 基点一三から一一二度七〇メートルの点
 - 一四の一 基点一四から一一五度七〇メートルの点
 - 一五の一 基点一五から一〇二度七〇メートルの点
 - 一六の一 基点一六から七四度八〇メートルの点
 - 一七の一 基点一七から六〇度一〇メートルの点
 - 一八の一 基点一八から五七度七〇メートルの点
 - 一九の一 基点一九から八度一一〇メートルの点
 - 二〇の一 基点二〇から五二度八〇メートルの点
 - 二一の一 基点二一から四七度七〇メートルの点
- 注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十一条の基準に従って測定したものである。
- 2 方位は、真方位(補助点二〇の一から三一の一までについては、磁針方位)とする。



(二九九) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年九月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 NPO法人シンフォニーネット

代 表 者 の 氏 名 岸田あすか

主たる事務所の所在地 下関市長府満珠町四〇番六号

(三〇〇) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年九月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県山口県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年七月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人幸せの会

代 表 者 の 氏 名 清水 伸二

主たる事務所の所在地 山口市後河原一三六番地

(三〇一) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成二十六年十月七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及

び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人松久会

代 表 者 の 氏 名 大下 博

主たる事務所の所在地 柳井市余田一四四九番地の四

(三〇二) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款は、平成二十六年十月十四日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請のあった年月日

平成二十六年八月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人田舎道

代 表 者 の 氏 名 野稻 尚成

主たる事務所の所在地 萩市大字江崎三九六番地の三

(三〇三) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年八月二十九日から平成二十七年一月五日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年八月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

八 届出年月日
平成二十六年七月三十日

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 エコタウン宇部店
所在地 宇部市昭和町四丁目五二五の三九
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アービング 住 所 代表者の氏名
繁光 哲雄
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社アービング 住 所 代表者の氏名
繁光 哲雄
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
平成二十七年三月三十一日
株式会社アービング 住 所 代表者の氏名
繁光 哲雄
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、六一二平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の収容台数
五五台
- (二) 駐輪場の収容台数
一〇台
- (三) 荷さばき施設の面積
なし
- (四) 廃棄物等の保管施設の容量
五立方メートル
- 七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
氏 名 又 は 名 称 開店時刻 閉店時刻
株式会社アービング 午前一〇時 午後八時
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後八時三十分まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数
二箇所

平成二十六年八月二十九日印刷

発行人所

山口県知事庁